

## 2015 年度入学試験における選考料免除措置について

立教大学では、東日本大震災により被災された受験生の皆さまへの支援として、2015 年度入学試験における選考料免除措置を設けることとしました。

つきましては、選考料免除措置の申請を希望される方は、以下の要領にしたがってお手続きください。

選考料免除措置の申請に際してご不明な点がある場合は、出願する入学試験の要項に記載されている願書受付係までお問い合わせください。

## 1. 選考料免除措置が適用される入試種別

本学の学部および大学院が実施するすべての 2015 年度入学試験において選考料の免除措置が適用されます。

## 2. 選考料免除措置の対象となる方

本学の学部および大学院が実施する 2015 年度入学試験に出願する受験生<sup>※1</sup>のうち、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災にかかる災害救助法適用地域<sup>※2</sup>または福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域<sup>※3</sup>において被災し、次の (a)・(b) いずれかに該当する方。

(a) 居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊した方

(b) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域の指定を受けた方

※1 受験生本人の父母または家計支持者が被災された場合も対象となります。

※2 災害救助法適用地域は、下表を参照してください。なお、東日本大震災にかかる災害救助法適用地域外であっても被災の状況によっては選考料免除措置の対象となる場合があります。

<東日本大震災にかかる災害救助法適用地域（2011年3月25日現在の適用地域、東京都を除く）>  
青森県：1市1町、宮城県：全35市町村、岩手県：全34市町村、福島県：全59市町村、  
新潟県：2市1町、長野県：1村、茨城県：28市7町2村、栃木県：8市7町、千葉県：7市1町

※3 避難指示区域については、以下のホームページでご確認ください。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/anzen.html>

## 3. 選考料免除措置申請方法・提出書類

## 《申請方法》

選考料免除措置を希望する受験生は、出願する入学試験の出願期間締切日まで※（必着）に、出願書類とともに以下の提出書類①・②を同封して出願してください。

出願期間締切日までに書類を提出できる場合は、選考料を納入する必要はありません。選考料免除が許可された受験生には受験票を送付します。

出願期間締切日までに選考料免除措置申請に必要な書類を提出できない場合は、出願期間中に選考料の振り込みを含む所定の出願手続を完了させた後、各入学試験の願書受付係宛に選考料の返還を申請してください。すでに選考料を納入済みの場合も、対象者は選考料の返還を申請することができます。

※ 各入学試験の出願期間締切日および選考料返還方法は、出願する入学試験の要項でご確認ください。

《提出書類》

① 「2015 年度入学試験選考料免除措置申請書」(本学所定用紙)

② 市区町村発行の「罹災証明書」(コピー可)

※ (a) の場合は、居住する家屋の**罹災状況の区分(全壊、大規模半壊、半壊)が明記**された罹災証明書、  
(b) の場合は、居住地が避難指示区域内にあり、福島第一原子力発電所事故により被災したことを証明する書類を提出してください。

4. 選考料免除措置の申請に関する問い合わせ先

《学部 1 年次入試、編入学試験、転部転科試験》

立教大学 入学センター 願書受付係 選考料免除担当 宛

TEL 03-3985-3293 / FAX 03-3985-2679

《大学院入試》

各研究科 願書受付係 選考料免除担当 宛

※問い合わせ先は、出願する各研究科の入学試験要項でご確認ください。

